

令和8年出水期からの 新たな防災気象情報について

静岡地方気象台

従来の主な防災気象情報と警戒レベルとの関係

- **警戒レベル**は、住民が災害時にとるべき避難行動が直感的にわかるよう、**避難情報等を5段階に整理**したものです。（例：警戒レベル4＝避難指示、警戒レベル3＝高齢者等避難）
- **防災気象情報**は、**避難情報の発令や住民の自主避難の参考となる「警戒レベル相当情報」**という位置づけですが、警戒レベルとの関係が分かりづらいという課題があります。

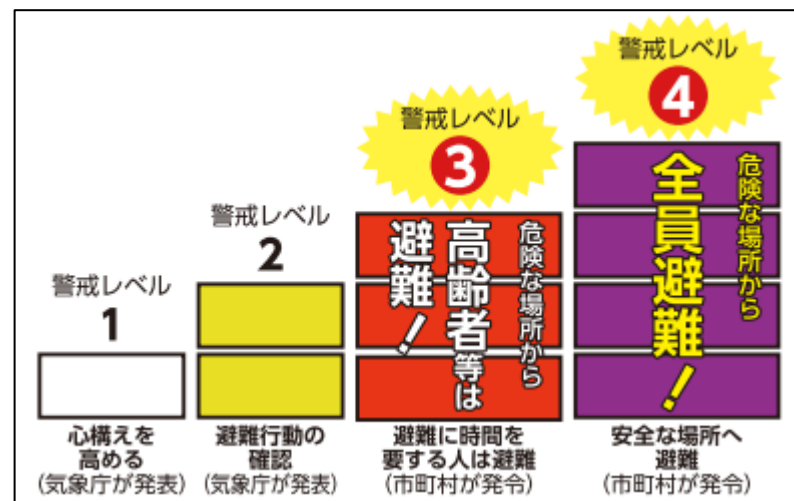
警戒レベル				従来の防災気象情報（警戒レベル相当情報）					
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)	警戒レベル相当情報	防災気象情報				
					洪水等に関する情報			土砂災害	高潮害
					指定河川 洪水予報 (河川毎)	洪水害 (市町村毎)	大雨浸水害 (市町村毎)		
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報 (浸水害)		大雨特別警報 (土砂災害)	高潮氾濫発生情報
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞				市町村は、警戒レベル相当情報などを参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する	4相当	氾濫危険情報		土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮警報
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示		3相当	氾濫警戒情報	洪水警報	大雨警報 (土砂災害)	警報に切り替える 可能性が高い 高潮注意報
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※	高齢者等避難		2相当	氾濫注意情報	洪水注意報	大雨注意報	高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、 高潮注意報		1相当				
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報						

市町村は、警戒レベル相当情報などを参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

<警戒レベル4までに必ず避難！>

防災気象情報と警戒レベルとの関係が分かりづらいという課題があり、「防災気象情報に関する検討会」において2年半かけて検討。その最終とりまとめ（令和6年6月）に沿って防災気象情報を改善。

- ▶ 住民が災害時にとるべき避難行動が直感的にわかるよう避難情報等を5段階の警戒レベルに整理。
(平成30年7月豪雨の教訓を踏まえ、令和元年出水期から運用開始。)
- ▶ その後、令和3年の災害対策基本法改正により、警戒レベル4にあたる避難勧告と避難指示が避難指示に一本化。



❗ **警戒レベル5はすでに災害が発生・切迫している状況です。**

「避難行動判定フロー・避難情報のポイント」(内閣府(防災担当))より

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府(防災担当))より

新しい防災気象情報（令和8年5月29日から運用開始）

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表します。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設します。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します。**（例：レベル4大雨危険警報 等）

今回は、河川氾濫に関する情報及び大雨に関する情報のみ詳しく説明します

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	（警戒レベルごとの） 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
＜警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！＞					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

河川氾濫・大雨に関する情報

- 河川氾濫等に関する情報は、**洪水予報河川のみを対象とした河川ごとの情報とし、「レベル3 氾濫警報」等の名称で発表します。**これまでの気象台による**市町村ごとの洪水警報・注意報の発表は行いません。**
- **水位周知河川の氾濫危険情報等のレベル毎の水位の情報は、警戒レベルとの関係を含めてこれまで通りの運用とし、洪水予報河川への移行を促進します。**
- 浸水害を対象とした大雨特別警報・警報・注意報は、大雨に関する情報として警戒レベル毎に整理し、警戒レベル相当情報として位置づけます。**洪水予報河川以外の河川も、大雨に関する情報で一緒に扱います。**

河川氾濫・大雨に関する情報体系と名称

河川氾濫等に関する情報				
分類		洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の河川も含む 洪水警報等
河川数		約400河川	河川事務所・都道府県 による水位情報は、これ までどおり発表すること とし、警戒レベルとの関 係は変更しない。	大雨に関する情報で扱 う。
発表主体		河川事務所または 都道府県と気象台		
発表単位		河川ごと		
対象とする 主な現象		外水氾濫		
発表指標		水位（実測・予測）		
情報 名称	5	レベル5 氾濫特別警報	当面は、大雨に関する 情報でも扱う。	
	4	レベル4 氾濫危険警報		
	3	レベル3 氾濫警報		
	2	レベル2 氾濫注意報		
	1	早期注意情報		
			〔 洪水予報河川への 移行を促進 〕	

大雨に に関する情報	
—	
気象台	
市町村ごと	
内水氾濫及び 洪水予報河川以外の外水氾濫	
表面雨量指数・流域雨量指数 （解析・予測）	
レベル5 大雨特別警報	
レベル4 大雨危険警報	
レベル3 大雨警報	
レベル2 大雨注意報	
早期注意情報	

まとめ – 河川氾濫及び大雨に関する情報の変更について –

- 従来の「河川氾濫等に関する情報」は、洪水予報河川の外水氾濫を対象とした河川氾濫に関する情報と、それ以外の河川の外水氾濫及び内水氾濫を対象とした大雨に関する情報に種別を区分します。
- このため、大雨による浸水害を対象とした大雨特別警報・警報・注意報は、大雨に関する情報として5段階の警戒レベルごとに情報を整理し、警戒レベル相当情報として位置づけます。
- 大雨に関する情報の警戒レベル4に相当する情報として、「レベル4 大雨危険警報」を新設します。
- 河川氾濫に関する情報は、気象業務法上の一般向けの警報の扱いとします。これにより、従来の市町村ごとの洪水警報及び洪水注意報の発表は行いません。
- 洪水予報河川について、洪水の特別警報を新たに創設し、「レベル5 氾濫特別警報」として運用開始します。
- 水位周知河川の水位の情報は、当面はこれまでどおりの運用とします。

最後に 新たな防災気象情報の「特設サイト」を公開しています

- 新たな防災気象情報についての**広報資料等**を入手できる「**特設サイト**」を公開しました。
- ご不明な点等ございましたら、静岡地方気象台にお問い合わせください。

国土交通省
気象庁
Japan Meteorological Agency

ENGLISH > Other Languages

文字サイズ変更 標準 大

気象庁 防災情報 気象庁 気象庁 気象庁 気象庁

Google 提供 検索

ホーム 防災情報 各種データ・資料 地域の情報 知識・解説 各種申請・ご案内

ホーム > 新たな防災気象情報について (令和8年～)

新たな防災気象情報について(令和8年～)

令和8年5月下旬(予定)より
気象の警報などが大きく変わります

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

📢 警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます

📢 河川の氾濫の危険度の伝え方が変わります（特別警報の新設など）

📢 「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます

防災気象情報の改善の概要

①

背景と狙い

令和6年6月に取りまとめられた「**防災気象情報に関する検討会**」の提言を踏まえ、令和8年5月下旬（予定）から新たな防災気象情報の運用を開始します。

河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮に関する情報は、これまで警戒レベルとの対応が複雑でわかりにくくなっていましたが、今回の改善により、避難情報の5段階の警戒レベルに対応し、避難の判断をしやすいとなります。

例えば、これまでの大雨情報は、「レベル3大雨警報」という名称に変更になり、レベルの数字と一緒に情報が伝えられます。レベル4やレベル3の情報が発表された場合には、千キロ川や河川の水位情報等の情報を確認して早めの避難を心がけてください。

警戒レベルに応じた行動

「避難情報に関するガイドライン（内閣府、防災担当）」では、自治体や気象庁等から発表される防災情報について、住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されることとなっています。

自治体から警戒レベル4避難指示や警戒レベル3避難指示等が発令された際には速やかに避難行動をとってください。また、避難指示等が発令されていなくても、警戒レベル4や警戒レベル3に相当する防災気象情報が発表された際には、千キロ川や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。

避難にあたっては、あらかじめ指定された避難場所へ向かうことに加わらず、川や海から少しでも離れた、近くの頑丈な建物の上層階に避難するなど、自らの判断でその時点で最善の安全確保行動をとることが重要です。

※「避難情報に関するガイドライン」について、今後の改善を踏まえ今後更新を予定しています。

広報資料等

②

③

④

⑤

「新たな防災気象情報」の特設サイト
URL: <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/keiho-update2026/index.html>

